

# 部活動に係る活動方針

令和2年4月

(最終改訂 令和5年4月)

仙台市立五城中学校

文部科学省から部活動のあり方について答申が出され、さらに平成30年、仙台市の運動部活動方針が策定されたことを受けて、五城中学校では、以下に示すとおり、取り組んでまいります。

さらに、文化部についても令和4年にガイドラインが策定されていますが、運動部に準じて作成されています。

このガイドラインを基に、五城中学校では以下のとおりに対応します。

対応の具体については、太字ゴシック体にて表記しています。

## 部活動に係る活動方針

仙台市立五城中学校

### 1 本校の部活動が目指すもの

【学校教育目標】

## 未来を切り拓く逞しい生徒の育成

- (1) 学校教育目標実現のために、部活動を通して、本校生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた「生きる力」を育み、心豊かでたくましい本校生徒を育てること。
- (2) 部活動を通して、本校生徒がスポーツや文化活動を楽しむことで、生涯にわたって心身の健康を保持増進すること。
- (3) 部活動を通して、本校生徒の豊かな生活を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、本校生徒がバランスのとれた心身の成長を遂げ、充実した学校生活を送ること。

→ 仙台市策定ガイドラインから

### 2 適切な運営のための体制整備

#### (1) 年間活動計画の作成

- ① 部活動顧問は、年間計画を作成する。
- ② 部活動顧問の作成する年間活動計画には、年間を通して基本となる休養日（活動日）及び参加予定大会、コンクールの日程等を明示する。
- ③ 部活動顧問は、生徒が自主的・自発的に取り組める活動となるような計画を立てるとともに生徒に活動の目的や技能等の向上、心身の成長のために適切な活動内容であることを理解させる。

#### (2) 方針と計画の公表

- ・上記1（1）（2）の活動方針並びに年間指導計画を学校のホームページへの掲載等により公表する。 → 毎年4月に策定し、Webページ等でお知らせいたします。

#### (3) 毎月[複数月]の活動計画の作成

- ・部活動顧問は、毎月[複数月]の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会、コンクールの日程等）を作成する。

(4) 毎月[複数月]の活動計画の周知

- ・部活動顧問は、上記(3) 毎月[複数月]の活動計画を文書等で事前に生徒及び保護者に通知する。

→ 毎月(部によっては複数月)の活動計画を、予定表の形で生徒を通じて配付しています。

(5) 毎月の活動実績報告

- ・部活動顧問は、毎月の活動実績報告(活動日時・場所、休養日及び参加日時等)を行う。

→ 活動に際しては、事前に校長に届出、承認の上活動を実施しています。

月終わりには、変更点を含めて校長に届出をしています。

### 3 指導・運営に係る体制について

(1) 本校が設置する部活動

令和5年度は下記の部活動を設置する。(○常設 ●特設)

| 種 目      | 男 子 | 女 子 | 種 目    | 男 子 | 女 子 | 種 目  | 男 子 | 女 子 |
|----------|-----|-----|--------|-----|-----|------|-----|-----|
| 陸上競技     | ○   | ○   | バレーボール |     | ○   | 駅伝   | ●   | ●   |
| 野球       | ○   | ○   | 卓球     | ○   | ○   | スキー  | ●   | (●) |
| バスケットボール | ○   | ○   | 柔道     | ○   | ○   | スケート | (●) | ●   |
| バドミントン   | ○   | ○   | 剣道     | ○   | ○   |      |     |     |
| ソフトテニス   |     | ○   | 水泳     | ○   | ○   |      |     |     |
| 吹奏楽      | ○   | ○   | 総合文化   | ○   | ○   |      |     |     |

(2) 保護者への説明

- ① 部活動ごとに保護者へ説明する機会を設定し、年間計画、活動日、休養日、参加する大会やコンクール等について理解と協力を得る。
- ② 部活動顧問は、よりよい運営のために、必要に応じて保護者に説明する機会を設ける。  
→ PTA総会等の機会を利用して、保護者に説明を行います。  
必要に応じて、部ごとの保護者会等で説明を行います。

### 4 適切な活動時間及び休養日等の設定

(1) 学期中の休養日(※ 休養日とは朝も放課後も活動を行わない日)

- ① 学期中は、週2日以上休養日を設ける。  
※ 平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ② 土曜日及び日曜日に大会やコンクールへの参加等で活動した場合は、原則として、休養日は他の土曜日及び日曜日に振り替える。  
※ 祝日、休日は土曜日及び日曜日と同じ扱いとする。

(2) 長期休業中の休養日

- ① 学期中に準じるものとするが、原則として、土曜日、日曜日及び祝日、休日、学校閉庁日を休養日とする。
- ② 夏季学校閉庁日及び年末年始の学校閉庁日と連続させるなど、ある程度長期間の休養日（オフシーズン）を設ける。

(3) 平日の活動時間

- 1) 活動時間は、放課後～16:45までとします。
- 2) 各部ごとに延長練習を認めています。  
延長練習を実施する場合には以下のとおりの手順をもって実施します。
  - ① 顧問は、部活動延長許可申請書を校長に提出する（顧問から校長へ）
  - ② 校長の承認が得られた後、保護者に「部活動延長願いについて」及び「部活動延長願い」を保護者に配付
  - ③ 「部活動延長願い」を顧問に提出  
→ 以上の手続きを完了した生徒については、延長練習を実施することができます。
- 3) 延長練習が認められた生徒については、最大18:00までの活動ができます。
- 4) 本校では、ハイシーズン（中総体・新人大会、各種コンクール・大会の3週間前）に、再延長を認めています。  
この場合は、最大18:30までの活動を行うことができます。  
手続きに関しては、上記2)の延長練習の実施と同様に、「部活動再延長願い」の提出をもって認めます。
- 5) ハイシーズンを除き、延長が認められた部活動・生徒の活動は、2時間程度の練習を行います。また、平日に関しては午前授業等で活動開始時刻が早まる場合でも、ガイドラインにある「2時間程度の練習時間」を優先します。  
【例 14:00開始の場合16:00活動終了、16:10完全下校】

(4) 土曜日、日曜日及び祝日、休日、学校の休業日の活動時間

- ・長くとも3時間程度とする。  
→ 練習試合等の場合は延長することもあります。その場合は事前事後で時間の調整を行い、1か月平均で適切な活動時間になるよう調整します。
- ・学校休業日（長期休業日）の扱いについて  
平日については、2時間程度の練習時間を設定します。  
長期休業中については、大会等を除き土日の部活動は実施しません。

(5) 朝練習の制限

- ① 同一の部活動が、長期間にわたって連続的に行う朝練習は行わないものとする。
- ② 施設の利用上、放課後の活動制限等、校長が認めた場合の朝練習は行ってもよいが、生徒の健康には十分配慮して実施する。

(6) 強化練習期間（ハイシーズン）

- ・年間計画に設定した強化練習期間（ハイシーズン）には、通常よりも活動時間や活動日を増やすことができるものとする。

※ 活動時間や活動日を増やす場合には、代替の休養日や時期を移動した休養日等を確保し、生徒の健康状態や身体の疲労に配慮しながら、部活動に対する意欲の維持、向上に努める。

- 1) 本校では、中総体・新人大会・各種コンクール・大会の3週間前からハイシーズンとして取り扱います。  
最大時間まで部活動を行うのではなく、休養日等を適宜とりながら、心身の疲労に配慮しながら取り組みます。
- 2) 原則平日に1日、休日に1日の休養日を設け、生徒の健康のバランスがとれた生活に配慮します。

## 5 適切な指導

### (1) 生徒の心身の健康管理

- ・生徒の健康観察やスポーツ障害・外傷の予防，バランスのとれた学校生活を送ることについて配慮しながら指導に当たる。

### (2) 事故防止

- ・活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等に留意しながら指導に当たる。

### (3) スクールコンプライアンスの遵守

- ・体罰，ハラスメントの根絶とともに適切な指導を行います。

## 6 参加する大会，コンクールの検討

### (1) 参加する大会，コンクールの精選

- ① 部活動顧問は，本校生徒にとっての教育上の意義並びに本校生徒の負担を考慮して，中学校体育連盟や吹奏楽連盟等が主催または共催する大会，コンクールを基本とし，本校として参加する大会，コンクールを精選するよう努める。
- ② 部活動顧問は，本校生徒にとっての教育上の意義並びに生徒の負担を考慮して，練習試合等を計画するよう努める。

### (2) 参加する大会やコンクール，校外で行う練習試合等への移動手段

- ・本校生徒の移動については，原則として公共交通機関を利用することとする。

※ 公共交通機関の利用が困難な場合には，業者に依頼することを検討する。

※ 業者に依頼することも困難な場合には，保護者の共通理解と了承を得て，保護者に協力を求める場合もあります。

令和2年4月 策 定

令和5年4月 一部改訂